

舗装施工管理技術者 登録事項変更の手引き

氏名、本籍、住所、勤務先等の登録事項の内容に変更があった場合は、**登録事項変更届**を郵送により提出して下さい。

登録事項変更届は、当ホームページ内の「舗装技術者資格 書類作成システム」内の「登録事項変更」メニューから作成できます。

登録事項には、住所、本籍、勤務先の所在地等（勤務先の名称以外）の**資格者証に記載がないもの**と、氏名、勤務先名称の**資格者証に記載があるもの**とがあり、登録事項変更届提出時の**手続き方法が異なります**。

なお、登録更新、再交付の申請中に、氏名、本籍、住所、勤務先等の申請内容に変更があった場合にも登録事項変更届の提出が必要です。

注意：新規登録、再登録申請中の方は事務局にお問い合わせ下さい。

1. 資格者証に記載のない登録事項だけに変更があった場合（無料）

本籍、住所、勤務先の部署や所在地等（勤務先の名称以外）の、資格者証に記載のない登録事項だけに変更があった場合は、**登録事項変更届**に必要な**添付書類（表-1）**を同封し、郵送で提出して下さい。

注）システムに入力しただけでは、受付とはなりません。必ず印刷のうえ、書類を簡易書留で郵送して頂き、その到着をもって初めて受付となります。

2. 資格者証に記載のある登録事項にも変更があった場合（有料）

氏名、勤務先名称の資格者証に記載のある登録事項（図-1参照）にも変更があった場合は、**資格者証の修正発行が必要**となります。

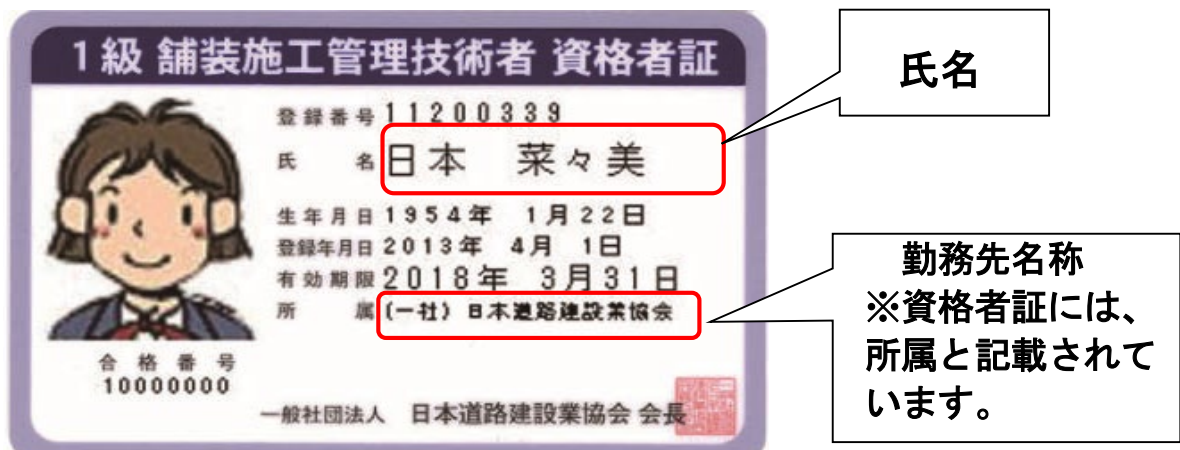
【資格者証の修正発行】

資格者証の修正発行は、氏名、勤務先名称に変更があった場合に、当該部を修正し、新たな資格者証を発行する手続きです。

※ 手続きをせずに、無断で資格者証の記載事項を訂正した場合は、その資格者証は無効となりますので、ご注意ください。

なお、**氏名および所属**の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字（JIS第1水準、第2水準まで）にて記載致しますので、ご了承下さい。

図-1 資格者証に記載のある登録事項



(1) 修正発行手数料

資格者証の修正発行の手数料は、2,500円（うち消費税10%:227円）

■適格請求書発行事業者登録番号

登録番号：T1010005018580

名称：一般社団法人日本道路建設業協会

(2) 提出書類等

資格者証の修正発行をするために提出しなければならない書類等は、次のとおりです。提出書類に**不備があった場合は**、適切な書類が提出されるまでの間、手数料の払込がない場合は、払込の確認ができるまでの間**受付できません**のでご了承下さい。

① 登録事項変更届

登録事項変更届は、(一社)日本道路建設業協会のホームページに設置する「舗装技術者資格 書類作成システム」内の「登録事項変更」メニューから作成できます。

○ 登録事項変更メニューにアクセスし、システムの指示に従って必要事項を入力すると、最後にPDFファイルがダウンロードできます。このPDFファイルを印刷したものが「登録事項変更届」になります。

○ 印刷した「登録事項変更届」の氏名欄に押印して下さい。

注) システムに入力しただけでは申請とはなりません。必ずPDFを印刷して簡易書留で郵送して下さい。

② 資格者証

既存の資格者証(修正の必要のあるカード)を提出して下さい。

なお、既存の資格者証を提出できない場合、資格者証の修正発行は行えません。

(この場合は、再交付の手続きを取って下さい。)

③ 添付書類

変更する登録事項に応じて、表-1の書類を添付して下さい。

表-1 添付書類

変更事項	添付書類(各1通、コピー不可・6ヶ月以内発行のもの)
氏名	戸籍抄本
本籍地	戸籍抄本または本籍地記載の住民票
住所	住民票(法改正により外国籍の方も住民票が必要)
勤務先	不要

※転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票(コピー可)または新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書(市制施行証明書等)を添付して下さい。

④ 振替払込請求書兼受領証のコピー

出力した記入例を参考に、変更手数料(2,500円)を必ず**個人別に**、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し払い込み、郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領証のコピー」を貼付欄に、はがれないように全面のりづけして下さい。

【更新申請中の方】

氏名または勤務先名に変更がある方で、資格者証修正発行を希望されない方は、手数料は必要ありませんので、「登録事項変更届」のみご提出下さい。

(3) 書類等の提出方法

資格者証の修正発行の書類等は、必ず、簡易書留で郵送して下さい。

(4) 書類等の受付

書類受付の締切りは毎月月末（必着）となっています。

なお、締切日が土曜、日曜、祝・休日に重なる場合は、その前の平日に締め切ります。

(5) 資格者証の発送

資格者証は、申請受付け締切りの翌月下旬に簡易書留で郵送します。

3. 書類等の提出先とお問合せ先

登録事項の変更に関する書類等は、下記あてに郵送して下さい。

一般社団法人日本道路建設業協会 検定企画課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-12-7-8階
TEL 03-6280-5038 FAX 03-6280-5040
ホームページ <https://www.dohkenkyo.or.jp/>

一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため
- (5) 舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報(資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)及び舗装診断士資格者証の情報(登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)は、公共工事の発注者(国、地方自治体、特殊法人等公的機関)において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、利用目的遂行のために個人情報の取扱を外部に委託する場合は、個人情報の取扱に関する委託先の適正な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

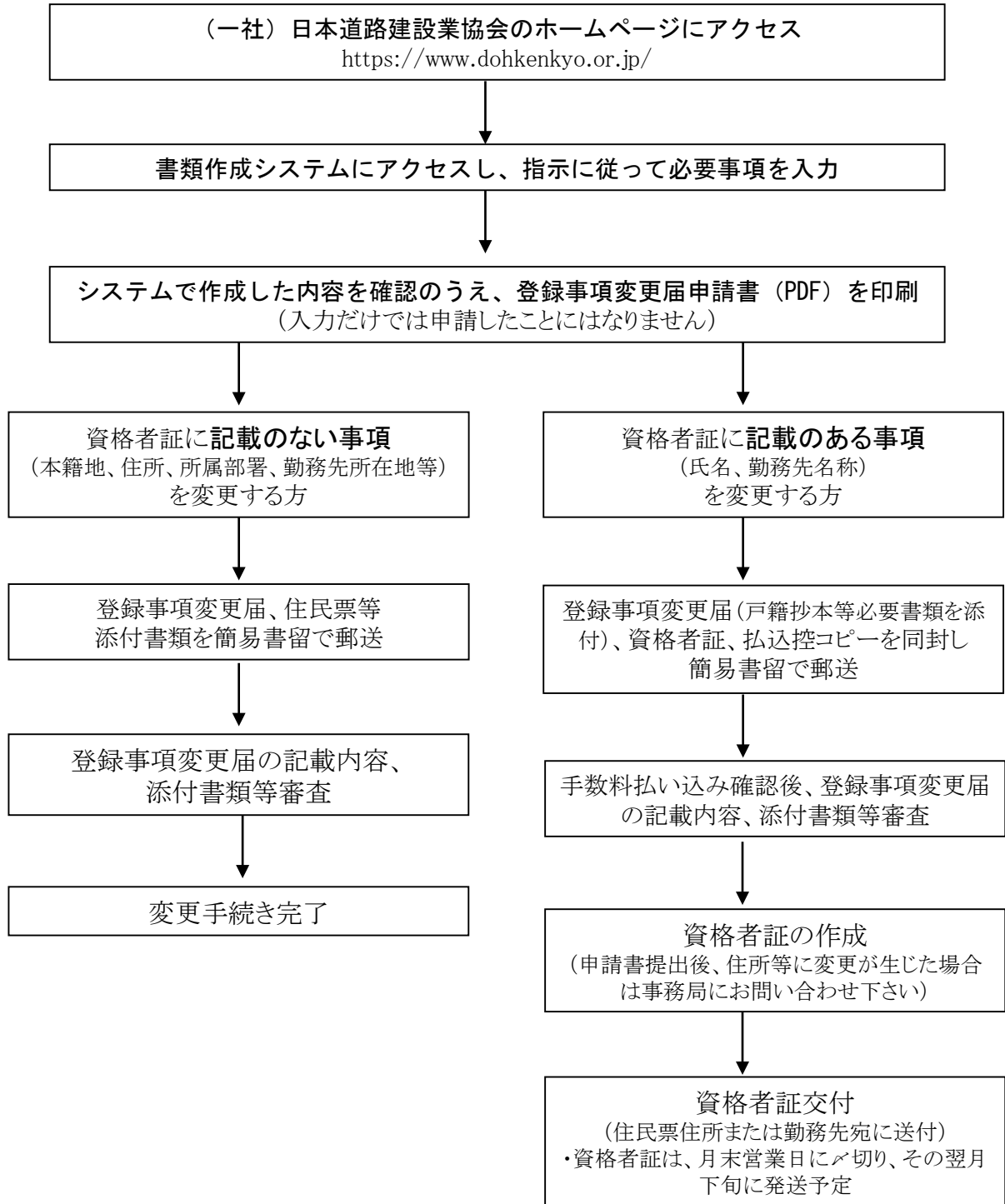
一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL : 03-3537-3056

E-mail : jrca@dohkenkyo.or.jp/

(E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)

舗装技術者資格 登録事項変更手続きの流れ



※提出書類に不備があった場合は、適切な書類が提出されるまでの間、手数料の払込がない場合は、振込の確認ができるまでの間、受付できませんので、ご了承下さい。